

荒川区契約審査委員会審査部会設置要領

平成18年4月12日制定
(18荒管経第46号)
(管理部長決定)
平成18年10月27日一部改正
平成19年4月18日一部改正
令和7年1月1日一部改正
令和7年12月22日一部改正
令和8年3月26日一部改正

(設置)

第1条 この要領は、荒川区契約審査委員会設置要綱(平成17年3月29日16荒総経第628号)第6条第2項の規定に基づき、荒川区契約審査委員会審査部会(以下「審査部会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 総務部経理課において締結する予定価格が3500万円未満の契約に係る競争入札の参加資格公示の内容に関する事。
- (2) 総務部経理課において締結する予定価格が3500万円未満の契約に係る競争入札の参加者に関する事。
- (3) 総務部経理課において締結する随意契約のうち、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 予定価格が3500万円未満の契約に係る見積書徴収業者に関する事。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び規則第45条第1項の規定により随意契約の締結が認められているシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合における契約に係る報告に関する事。
 - ウ 特殊な技能や特許などを必要とし、他に業務等の履行が可能な者がないと認められる場合又は特定業者を相手方とすることが区にとって明らかに最も有利と認められる場合の指定業者に関する事。
 - エ 提案評価方式により選定した事業者との2年次以降の契約に関する事。
- (4) 総務部経理課において締結する契約のうち、予定価格が3500万円未満の契約に係る物品指定の適否に関する事。
- (5) 第1号から第4号までの規定(第3号イの規定を除く。)にかかわらず、新規事業に係る契約及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第3条に規定する財産の取得に係る契約(2000万円以上の動産の買入れに限る。)については契約審査委員会の所掌事項とする。
- (6) その他部会長が必要と認める事。

(組織等)

第3条 審査部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会員は、総務部営繕課長及び総務部経理課長の職にある者をもって充てる。
- 4 審査部会は、事務局を総務部経理課に置く。

(会議)

第4条 審査部会の会議は、部会長が必要に応じてこれを招集し、会務を統括する。

- 2 審査部会は、部会長を含めた委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長が出張、休暇その他の理由で不在の場合又は部会長に事故のあるときは、総務部営繕課長の職にある者がその職務を代理する。
- 5 部会長は、特に必要と認めるときは、付議案件の説明者として、当該案件の主管課長を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 6 部会長は、審議に際して、意見等を聴取する必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(審査部会への付議依頼)

第5条 主管部課から審査部会への付議依頼は、事務局に対し、契約締結請求書に資料を添付して行うものとする。

(契約審査委員会への付議)

第6条 部会長は、審査部会の所掌事項に係る契約案件について、必要と認めるときは、荒川区契約審査委員会に審議を依頼することができる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

改正後の第2条第1項第3号エの規定は、令和8年4月1日以降に契約締結を行う案件について適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。